

(仮称)立山町観光・暮らし情報館 愛称募集要項

1. 趣旨

立山町では、町の観光情報の発信、移住・定住の情報提供や相談、地場製品の展示・販売コーナーの設置のほか、シェアキッチン併設した施設である「(仮称)立山町観光・暮らし情報館」を整備しています。(令和9年春完成予定)

施設をより多くの方に親しみを持ってご利用いただくため、愛称を募集します。

2. 主な施設機能

■多目的スペース・まちテラス

平常時は観光客や住民の交流、休憩、打合せなどに利用できます。

イベント時には地場製品の紹介や販売、フリーマーケット等にも活用でき、屋内外一体の多目的空間として利用可能です。

■ショップコーナー

町の地場製品の常設販売・PRを行います。

また、現地決済型ふるさと納税にも対応し、地域産業の振興につなげます。

■シェアキッチン

2つのキッチンとカウンターおよび客席スペースを併設し、日替わり、週替わりなど、飲食店を始めたい方へのスタートアップ支援の場となります。また、一時利用として、飲食を伴う仲間同士のパーティー会場などにも活用することができます。

■事務室

町の観光情報の発信に加え、空き家に関する情報提供や活用相談・支援などを行います。

また、大型モニター等を活用し、地域情報・観光情報・空き家情報などを発信します。

3. 施設所在地等

建設場所：富山県中新川郡立山町前沢地内

延床面積：358.63 m² (屋内 293.02 m² + 軒下 65.61 m²)

階数：地上1階建て

4. 募集内容

【募集期間】

令和8年8月1日(土)から令和8年8月31日(月) ※必着

【応募資格】

どなたでも応募できます。(年齢不問)

※18歳未満の方は、保護者の同意を得た上で応募してください。

【応募方法】

次のいずれか

①ウェブ(LINE)応募フォーム(町ホームページからアクセスできます)

②応募箱(役場1階正面入口、みらいぶ1階入口)

※応募用紙は各応募箱および町ホームページで配布

③はがき

下記必要事項を明記の上、末尾の問合せ住所へ送付してください。

～必要事項～

施設の愛称、施設の愛称のフリガナ、愛称に込めた思い（理由・コンセプト）、
氏名、年齢、住所、電話番号 ※18歳未満の方は、保護者氏名もご記入ください。

5. 審査基準

- ①本施設の内容やコンセプトがイメージできるものであること。
- ②親しみやすく、呼びやすいこと。
- ③ほかの名称や商標などに一致あるいは類似していないこと。
- ④自作のもので、未発表であること。
- ⑤第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害しないものであること。

※次に掲げる愛称は付することができません。

ア. 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

イ. 人権の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

ウ. 政治性又は宗教性のあるもの

エ. 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

オ. 著しく長い又は難解な字句を使用するなど、利用者の混乱を招くおそれのあるもの

カ. 個人の氏名

キ. その他愛称として表示することが適当でないと認められるもの

6. 選考方法

一次審査：町事務局において、「5. 審査基準」に基づき、複数の候補を選定

二次審査：一次選定作品を公表し、一般投票により決定

※一次審査の選考過程、審査内容及び各応募作品に対する個別の評価は公表しません。

※二次投票は令和8年10月頃を予定

※結果発表は令和8年11月頃を予定

※最終的に採用された愛称について同一名称の応募が複数あった場合は、採用者を抽選により決定します。

7. 賞品

採用者（1名）に、たてぽ（町内の加盟店舗で使用できる地域通貨）3万円分を進呈します。

※採用者が中学生未満の方の場合は、保護者のたてぽカードへ付与します。

8. 注意事項

- ・ 応募は一人一点とします。（2点以上応募の場合は全て無効とします）
- ・ 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は立山町に帰属します。
- ・ 応募者は、採用作品について著作者人格権を行使しないものとします。
- ・ 採用作品が第三者の権利を侵害する場合等は、採用を取り消すことがあります
- ・ 採用者本人には直接通知します。
- ・ 応募作品の受付をもって、本要項に同意したものとみなします。
- ・ 応募者の個人情報本事業以外には使用しません。

9. 問い合わせ・応募先

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

立山町役場 商工観光課 商工労働係（立山町役場2階）

電話：076-462-9970

電子メール：syokou@town.tateyama.lg.jp